発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section N474 2010 ·8 · 25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 TEL 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141 青法協H.P http://www.seihokyo.jp

第14回人権研究交流集会まであと1カ月

さあ、いよいよ本番だ! とにかく札幌に来てください。心よりお待ちしています。

司法修習生の給費制維持を求め、超党派で院内集会!	館	容子
司法修習生の給費制廃止問題	村	裕二
職場のいじめで精神障害―富士通元社員の労災認定 奥	村	昌裕
新刊旧刊 笹本 潤著『世界の「平和憲法」新たな挑戦』 笹	连本	潤
裁判員裁判の実相③		
□裁判員裁判で初の全面無罪判決─覚せい剤密輸事件	自﨑	寛泰
国会議員の定数削減問題について	協	博之
シリーズ 格差・貧困問題③		
□国保税減免・一部負担金減免で連続勝訴判決 ====================================	注浦	広久

公判前整理手続を活用して無罪判決を獲得―児童買春法違反事件 …… 宮田陸奥男



青森・ねぶた祭

さあ、いよいよ本番だ!

とにかく札幌に来てください。心よりお待ちしています。

第14回人権研究交流集会実行委員会

瞖二(北海道) 太田 実行委員長

> 夫かな」という不安ばっかりで、時間が経過する。 いて議論を始める。しかし、最初は「本当に大丈 をもとに日程をにらみながら、集会の内容につ たくわからない。前回の名古屋での集会の資料

山の人と会いながら、会議を重ねてきた。 任) を理解するために、手分けをして、 会のメインテーマであるCSR(企業の社会的青 現地は加藤丈晴事務局長を中心に、まずは全体 ただき、現地の準備をリードしていただいた。 笹山尚人さんには何度も札幌まで足を運んでい 気持ちに絡んでこない。幸い、本部事務局長の 全体会のテーマも、なかなか実行委員みんなの 全国で沢

の確信が高まった。 ようやく準備が進みだした。 そうして二○一○年の年が明けたころから、 まずは全体会の概要が固まる。このテーマこ 人権研究交流集会に相応しい! 実行委員

> 丈夫かな? 文・質問、 分科会が予想以上に出揃う。でも、 叱咤激励が飛び交いだす。 実行委員会の方から、分科会への注 本当に大

人権研究交流集会を開催してほしい」とい 弁学合同部会本部から、「今度は札幌で

して「沢山集まれ!」という思いへ。直前の二、 んどん実行委員全体の動きが活発になる。 「やらなくちゃ」から「やりたい、やろう」、 さらには懇親会、オプショナルツアーと、

سط

分が実行委員長を引き受けることになった。 若手会員を後押しした。その関係もあって、自 るんだから、やれるときにやってしまったら」と いう思い。「今断っても、どうせそのうちまた来 ぼる。「えっ」という驚きと「とうとう来たか」と う要請があったのは、もう一年以上前にさかの

とは言うものの、何をどうしたらいいかまっ

そして本当の最後は、

地元での集客に全力投球。

三カ月は、全国の仲間への呼びかけに力がこもる。

ね。 期の面々が活躍していた(きっと来てくれるよ 僕の場合、鹿児島や金沢で、支部長として同 自分たちが楽しんで、絶対成功するぞ! しぶりの再会と新たな出会いを重ねた。 こうした準備の中で、それぞれが、

す。 になりました。裁判必勝法をよろしくお願いしま 愛知の北村栄さん、 前回 の経験談すごくため

科会になりますよ。 から準備ご苦労さま。苦労した分、きっと良い分 熊本の小野寺信勝さん、橋本和隆さん。 遠く

議論しましょう。 にはちゃんと里帰りしてくださいね(笑)。 田部知江子さん、忙しそうだけれども、 大阪の岡千尋さん、アスベスト勝利おめでと でもまだまだこれから。そのためにきっちり

さあ、ハよハよ本番だ。九月の礼晁は、でお話を伺えることを楽しみにしています。富山の福島重雄先生、あらためて北海道の地

加も大歓迎です。久しぶりの再会に、新たな出会(1) 紛れもなくグッドシーズンです。当日参さあ、いよいよ本番だ。九月の札幌は、

札幌においでください。いに、そして自らのリフレッシュを求めて。ぜひ

P(http://www.seihokyo.jp)をご覧下さい。 地元北海道支部全員で、心よりお待ちしてい

: 体

〜人権の視点から企業の社会的責任(CSR)を問い直す

全体会担当 芝池 俊輝一四回人権研究交流集会実行委員会

第

福岡や京都にまで足を運び、情報収集に全力を尽人がいると聞くと、札幌からわざわざ(日帰りで)する文献や論文を読みあさり、その方面に詳しい験ゼロの状態から、CSRや「企業と人権」に関験での後、札幌の実行委員会では、知識ゼロ・経

こ。でやることに無理があったらしい」ことに薄々気でやることに無理があったらしい」ことに薄々気でやることに無理があったらしい」ことに薄々気ま京で行われた。私たちは、「このテーマを札幌東京で行われた。

った。しかも、二度も。して、(丁重な)お断りの手紙を出したこともあったん依頼したものの、「なんか違う」と思い直った。しかも、お断りの手紙を出したこともあった。しかも、二度ものので、次第に「こだ

あいうに妥協を許さず、完璧を追い求め こ。 た私たちが最終的に選び抜いたのが、大島和夫氏(京都府立大学公共政策学部教授)、牛島和夫氏(京都府立大学公共政策学部教授)、牛島和夫氏(京都府立大学公共政策学部教授)、牛島和夫氏(京都府立大学公共政策学部教授)、中嶋滋氏(連合国際顧問・ILO理客員教授)、中嶋滋氏(連合国際顧問・ILO理客員教授)、中嶋滋氏(連合国際顧問・ILO理客員教授)、中嶋滋氏(連合国際顧問・ILO理客員教授)、中嶋滋氏(連合国際顧問・ILO理

「知名度のある有名人がいないけど大丈夫?」という声が聞こえてきそうであるが、とんでもない。企業の社会的責任(CSR)の世界では、知らない人がいないと言っても過言ではない顔ぶれで、しかも、この方々が一同に会することは極めで、しかも、この方々が一同に会することは極めで、しかも、この方々が一同に会することは極めで、しかも、この方々が一同に会することは極めつから女性のスピーカーを探す余裕はない。私がやることになっているパネルのコーディネーターを女性会員に変わってもらうというのも難しいだろう。なので、今回はやはり中身で勝負することにしよう。

任を果たさせるために、弁護士・労働組合・NG外における日系企業による人権侵害までを有機的外における日系企業による人権侵害までを有機的な、日本の非正規雇用・派遣労働の問題から、海ス、日本の非正規雇用・派遣労働の対野を切り口として、日本の非正規雇用・派遣労働の対野を切り口として、日本の非正規雇用・派遣労働の対野を切り口として、日本の非正規を関する。

議論する予定である。国内の人権問題に関心があ る方にも、国際的な人権課題に関心がある方にも、 〇・市民がいかなる取り組みをすべきかについて

満足していただけるはずである。

ぜひ、お誘い合わせの上、全体会にご参加いた

だきたい。

情報を市民の手に~「知る権利」をめぐる闘い

情報公開分科会

めさせようと、奮闘しています。 の素朴な感覚を出発点に、行政の不当な行為をや ズマン団体が活動しています。 どの団体も、「ここがおかしい!」という市民 現在、日本国内では、八○を超える市民オンブ

そんな市民オンブズマンの活動は、

真実を隠そ

情報を市民の手に ~「知る権利」をめぐる闘い~

年4月9日、東京地議において、この「知る権利」をありり、歴史的な勝折判決が下さ 出た。1沖縄用的権益の限率記し、 の第金の服务である前山大吉さんは、沖縄温度交接についての出的を取材したとと 、国家公共員が表征による特別利益で受け出た。しませ、その後33年1階もの形 むたって、東京を総令とする国家と封着し続け、ついに高期的の推判を勝り取ったの 中のため

料金では、西山太古さんをケスにお始むし、沖縄密約情報会製築路について うかがうことで、「知る権利」の重要性、真実を私たちの手に取り戻すことの意義に 改めて考えてみたいと思います。

から、日末密約の存在を認める証言を引き抜いた。 : 札厩市芸オンブズマンメンバーなど。 日時:2010年9月26日(日) 10時~13時 日度:札幌コンベンションセンター

> うとする行政との間の かいでもあります。 二〇一〇年四月九日、 東京地裁において、この

れました (沖縄密約情報公開訴訟)。 「知る権利」をめぐり、歴史的な勝訴判決が下さ

「知る権利」をめぐるたた

みたいと思います。 る権利」の重要性・意義について、改めて考えて ずみ よしふみ) 記者をゲストにお招きし、「知 当分科会では、西山太吉さんと徃住嘉文(とこ

方、ぜひご参加下さい (北海道 全国のオンブズマン活動で活躍されている先生 島田 度。

この訴訟の原告である元毎日新聞記者の西山太 公害加害企業の責任逃れを許さない

企業分社化分科会

〜公害加害企業の法的・社会的な責任について考えよう!

び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立

二〇〇九年七月八日、「水俣病被害者の救済及

隠そうとする国家と対峙し続け、画期的な勝利を 吉さんは、三八年間もの長きにわたって、真実を

勝ち取ったのです。

にしたという点で、この判決は、全国のオンブズ マンの活動にとっても象徴的な意味をもつものと 民主主義における「知る権利」の意義を明らか

す。 約を認める証言を引き出したことで知られていま の徃住記者が、元アメリカ局長の吉野氏の沖縄密 また、沖縄密約については、地元・北海道新聞

人権研究交流集会 企業分社化分科会

公害加害企業の責任逃れを

i de l'ul

● 9月26日(日) ● 10:00~13:00

たんぽぽ法律事務所

しました。

す。 引き継がないという企業の分社化を認めていま に譲渡する一方、水俣病に関する債務を新会社は 水俣病特措法は、公害加害企業が事業を新会社

方がどのようにあるべきかを考える重要な局面に 他の公害問題についても波及する危険をはらんで 直面しているのです。 います。私たちは、公害加害企業の責任の果たし 分社化によって加害企業を免責させる手法は

問題点」を報告していただきます。 社化のメカニズムと水俣病特措法の運用に関する 院教授の永松俊雄氏に「水俣病特措法における分 当分科会では、基調講演として、 永松氏のほか

ションを行います。パネリストは、 永松氏の基調報告を踏まえてパネルディスカッ 熊本学園大学教授の花田昌宣氏、 日弁連水俣

ころあまり議論されていない。 野生動植物が絶滅に瀕している。ところが、野生 ている。日本の天然林は消滅直前である。多くの **冠植物の保護がなぜ必要なのかについても実のと** 方で、日本の自然破壊はもはや限界にまでき

す。 病対策PT座長の三角恒弁護士を予定していま

上の分社化を認めた場合の弊害、 の波及の危険、 ネルディスカッションの中で、 いかに公害加害企業の法的・社 ほかの公害問題 水俣病特措法

> を深めあいたいと考えています。 会的責任が果たされるべきか、などについて理解

多数のご参加をお願いします。

橋本和隆

社会の持続的発展と生物多様性

〜環境破壊が、 社会の破壊を招くー

室蘭工業大学

生物多様性分科会

はエコブームでもある。 というフレーズが当たり前になっている。最近で 日本では、「環境にやさしい」「自然との共生

ところで、「環境にやさしい」「自然との共生」

る。 まりない。 あっても、なぜ削減が必要かについての議論はあ とは何を意味するのかについては不明なままであ エコもよいが、CO2の削減の仕方の議論が

が多い。

TEL 098-352-2523 FAX 098-352-2524

中心に自然保護の論点を考えてきた。その場合に 点が集まり、 は大局的な自然保護の議論というよりも、 従来のシンポジウムや集会では、 道路行政、森林行政などの個別の問題点に焦 自然保護が後景に押しやられる場合 個々の事件を

る。 を例に森は手を入れるべきだと主張する人もい 系を破壊するものである。森林問題では「里山 類の産卵床の破壊そのものであり、瀬や淵の生態 かなく、一〇〇年放置すれば本来の森の姿に戻る 「河道掘削」などが出てくる。 しかし、それは魚 例えば、ダム問題で、代替案として「河床浚渫 「里山」は森林の遷移の 場面でし

はずである。

見谷訴訟と沖縄やんばる訴訟に絞り、

なぜ生物多

細 所

いる場

そこで、今回は、 大胆に、 事件報告は、

広島細 論を中心に進行していく予定だ。 ある。事件報告は最小にして、皆さんの率直な議 見谷は中国 様性なのか、 やんばるは亜熱帯天然林が残っている場所 地方で唯一天然林が残って を議論できる場としたいと思う。

それを元に議論していきたい。 庁で発表された"Sustaining the People's Lands" 問 □題提起としては、二○○○年にアメリカ林野 持続性ある国有林管理のあり方を報告し、

(北海道 市川守弘



知的障がいのある子どもの学ぶ権利を守ろうよ 七生養護学校「こころとからだの学習」裁判

性教育裁判分科会

★「こころとからだの る直接的な破壊 学習 <u>-</u> ک 性教育に対す

性教育を発展させてきた。 ちを大切にする「こころとからだの学習」という い児のために、教師たちが、 七生養護学校では、二次性徴を迎えた知的障 自分のからだとい 0 が

ところがこの学習は、二〇〇三年、 都議会で

> くなり、 校を厳しく監視し、教師らの異動まで行った。 学校にも広がって、全国的に性教育ができなくな 学校に視察と称して乗り込んで教材を没収し、 極めて不適切」とされ、 これにより「こころとからだの学習」はできな 教師たちは傷つき、その萎縮効果が他 都議や都教委担当者が 学

> > 第14個A階級同交用業品 いれ終コンペンションゼンター 2010年9月25日-26日 ★都 性教育報刊分替会 26日(日)10月~13月 知的陣がいのある子どもの学ぶ権利を守ろうよ 議 本生業課学校にころよから代の学者(業界) 単心に有意が対比。まま面別野村にある世界深が、他のありをサイナ、高いらの自分や付款から物理というのがあった。この表面の内容の場合は、いちの事のが出たのでいる。自らからを持ちたくないます。 も1歳によったのがよ。まった場面の内容の場合は、いちの事のが出たのでいる。自らするを含からにくないます。 のはまったが、というないが、このようなのが、自己ないます。 のはまったのからないます。 ところからなのは、しないシャーファン・ハッシングの成れのやで情報をも、場面に対してきる場合を のが、カッシングーファン・ハッシングの成れのやで情報をも、場面に対してきる。 まったのないます。 ところからないます。 はいまったのでは、日本のないが、大きなのは、このようながあります。 はいまった。ままれた。ままれた。ままれたので何は、は、一角には極めたすい。 はいまった。ままれた。ままれた。ままれたので何は、は、一角には極めたすい。 はいまった。ままれた。ままれた。ままれたので何は、は、一角には極めたすい。 はいまった。ままれた。このようなどのできままれた。 はいまった。ままれた。このようなどのできままれた。 はいまった。ままれた。このようなどのできままれた。 はいまった。ままれた。このようなどのできままれた。 はいまった。ままれた。このようなどのできままれた。 はいまった。ままれた。このようなのは、ままれた。 はいまった。ままれた。このようなどのできままれた。 はいまった。ままれた。このようなどのできままれた。 はいまった。ままれた。このようなどのできままれた。 はいまった。このようなどのできままれた。 はいまった。このようなどのできままれた。 はいまった。このようなどのできままれた。 はいまった。このようなどのできままれた。 はいまった。このようなどのできままれた。 はいまった。このようなどのできままなどのできままなどのできままなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまなどのできまない。 はいまった。このようなどのできまな と都 教 委 0 違 がり、心臓が特徴性ができなくなっていまいました。 一番では、雌雄や性素をかけるが発生に対する「不高な支配」の確認として影響に対する財動制 組織かられ、表現時として開始が支続であるとされ、多くのは目を確切ました。接続者でも影 組合ものに数されてまだ扱いています。 法 が ||認容さ 分別会の流れ こころとからだの学問とは 動物が何を伝えたかったか こころとからだの学習で学んだもの。子どもの立 集から一書。 れ た、 画 歷史に最高數衡量物 期 ぜつきなしてください 的

な一 審判決

中。 に対する慰謝料が認められた(現在も高裁に係) 為は不当な支配にあたり違法であるとして、 による創意工夫が重要と認め、 一〇〇九年の 審判決では、 都議や都教委の 特に性教育は 教

★分科会の内容

だの学習」が何だったのかを感じてもらいたい。 もに考えたい (東京 り今後の教育をめぐる裁判にも活かせる視点をと 容などを説明し、 由に対する侵害や「不当な支配」という主張 とのトークセッションなどから、「こころとから そして、弁護団から裁判で訴えてきた教育の自 七生養護学校の元教師による模擬授業、 旭川学力テスト判決からつなが 山崎 新。 の内



超党派で院内集会! 司法修習生の給費制維持を求め

(ビギナーズ・ネット代表

宮城

渡部

れました (写真)。 ットワーク) 主催の院内集会が衆議院内で開催さ める法科大学院生・司法修習生・若手弁護士のネ ギナーズ・ネット (司法修習生の給費制維持を求 対する給与の支給継続を求める市民連絡会」とビ 七月二九日、青法協も加入する「司法修習生に

きかけを強めていくことが提案されました。 いくことが大事」と、超党派で法務省などへの働 議員などからは「与野党が力を合わせて対応して 明したときには、 ちが通した法が施行されることで一一月から貸与 員も多数参加されました。旧与党議員が「自分た 民主・自民・公明・共産・社民の各党から国会議 院生・修了生・弁護士など約一二〇名が参加し、 定したにもかかわらず、集会には市民・法科大学 国会情勢が不安定なため、二週間前に開催を決 へ切り替わってしまう責任を感じている」と説 運動の成果を感じました。与党

> 態や各地の取り組みが報告されました。 度を守ってほしい」といった意見が出され、ビギ ある千葉法相には、貧しくとも法曹をめざせる制 材の育成にもっと真剣であるべきだ。弁護士でも ナーズ・ネット会員から法科大学院生の厳しい実

を感じました。 言われ、私自身も励まされましたし、運動の前進 思った」「もっとがんばろうって元気が出た!」と 今日の集会に来て、本当にいけるかもしれないと 科大学院生から「最初は半信半疑で始めたけど、 全国から駆けつけてくれました。集会終了後、法 集会には、約四○名の法科大学院生・修了生が

体となった「線から面」への運動です。 んの献身的な活動や法科大学院生の熱い思いが この運動は弁護士のみならず、市民団体の皆さ

ましょう。皆さん、ご一緒にがんばりましょう! ードを成功させて、何としても法改正を勝ち取り 九月一六日に行われる国会周辺二〇〇〇人パレ

司法修習生の給費制廃止問題

東京 木村 裕二

二 六年後の現実

日弁連が二○○九年一一月に実施した六二期修習生へのアンケート結果によれば、奨学金・教育ローンなどの債務を負担した者は約五三%、その平均額は約三一八万円であった。新司法試験の合格率は、二○○八年度で三二・九八%、二○○九格率は、二○○八年度で三十・九八%、二○○九格率は、二○○八年度で三十・九八%、二○○九年度で二七・六%である。「合格したが、合格を対える者」の背後には、「借金を抱えたが、合格を対える者」の背後には、「借金を抱えたが、合格を対える者」の背後には、「借金を抱えたが、合格を対える者」の背後には、「借金を抱えたが、合格を対える者」の背後には、「借金を抱えたが、合格を対える者」の背後には、「借金を抱えたが、合格を対える。」

法律は六年前に成立

二○一○年の一一月一日である。
□○○四年に成立していた。その施行期日は、
□○○四年に成立していた。その施行期日は、

給費制廃止の論拠

二〇〇四年一一月二四日の衆議院法務委員会で、政府参考人(当時の「司法制度改革推進本部を従事しない者に国が給与を支給するのは異例のも従事しない者に国が給与を支給するのは異例のも従事しない者に国が給与を支給するのは異例のも従事しない者に国が給与を支給するのは異例のもび事した。 法曹人口増加政策による修習国民の理解を得ることは困難である、などの事情知ら「司法制度改革を実現するために財政資金をより効率的に投入する趣旨」で給費制を廃止するのだと説明した。

就職難が年々深刻化している。 出されている。さらに、弁護士人口の激増によるできなかった者」(三回の回数制限がある)が生み

このようなリスクや経済的負担の大きさが敬遠され、法曹をめざす者が減っている。法科大学院の一、日弁連法務研究財団では半分以下にまで減の一、日弁連法務研究財団では半分以下にまで減の一、日弁連法務研究財団では半分以下にまで減の一、日弁連法務研究財団では半分以下にまで減の一、日介連法務研究財団では半分以下にまで減の一、日介連法務研究財団では半分以下にまで減いている。

効果が生じている。りである。財政資金投入の効率化というより、逆りである。財政資金投入の効率化というより、逆

廃止したらどうなるのか

几

・ 会費制に代わって導入されるのが、必要な者に生活資金を貸し付ける「貸与制」である。貸与資金は、一人当たり約三○○万円である。貸与資金は、一人当たり約三○○万円である。修習期間一年分の生活費の貯蓄がある者や親の援助を受けられる者以外は、貸与制を利用せざるを得ない。それは、司法試験合格までに奨学金等の債務を抱たている層と、概ね一致するであろう。ということは、約半数の者は、奨学金プラス修習資金で合とは、約半数の者は、奨学金プラス修習資金で合きは、約半数の者は、奨学金プラス修習資金で合きない。

定化させる方向に力を与える。

世代間で格差を固要という職業分野においても、世代間で格差を固を、ますます困難にさせる。社会全体として貧困と格差が拡大しつつあるが、給費制の廃止は、法的に余裕のない家庭の子女が法曹をめざすこと的に余裕のない家庭の子女が法曹をめざすこと

波及しかねない。 制の廃止論、 滞納者への制裁論、 そのため貸与資金の返還遅延などが生じたとき、 政策が維持されるかぎり、一部の弁護士が経済的 生じることは、 もつべき司法分野において、人材の給源に偏りが ない。社会的・経済的弱者の人権保障にも責任を 困窮に陥る事態も生じることは、必然的であろう。 る家庭の子女によって占められることになりかね 問題は給費制廃止だけで終わるとはかぎらな 競争原理をバックボーンとする法曹人口増加 分離修習、 制度としてやはり望ましくない。 弁護士会の監督責任論、 司法修習の廃止論などに 貸与

それが許されない環境の方が優勢であれば、市民のため必死にならざるを得ない。経済的に割に合いくら有資格者が増えても、市民の人権が侵害される具体的場面において、実際に権利の守り手される具体的場面において、実際に権利の守り手される具体的場面において、実際に権利の守り手される具体的場面において、実際に権利の守り手される。

の人権保障は危ういものとなる。

五 給費制維持のために

財政論への反論が必要である。時に国家権力と対決しても国民の権利・利益を擁護する弁護士を、国民の税金で養成するという制度は、民主主を、国民の税金で養成するという制度は、民主主義の一つの現れである。これに対して、「公務員である裁判官・検察官になる者はともかく、弁護士になる者に国が給与を支払う必要はない」という議論は、粗雑な官尊民卑論ではあるけれども、大護士を、国民の施金の反論が必要である。時に国家権力とい社会的影響力を持っている。

その半面として、未来の法律家は、

経済力のあ

給費制廃止を決めた二○○四年、研修医に給与 を実質的に乗り越えなければならない。 を実質的に乗り越えなければならない。 を実質的に乗り越えなければならない者」に対する給与の支給は異例の を持ちである。国が給与を支給して養成するよ り金持ちである。国が給与を支給して養成するよ り金持ちである。国が給与を支給して養成するよ

に見てきた事件当事者や支援者などからは、「弁さまざまな人権課題に取り組む弁護士の姿を現実へ罪事件、公害事件、消費者事件、労働事件などったする市民集会が開かれている。その中で、えてしている。その中で、え

ような市民の声こそ、最も有効な反論となる。い」という有り難い声も聞くことができた。この護士を育成するための費用負担なら、惜しくはな

給費制廃止の背後には「司法修習は個人が資格 を得るためのものだから、受益者負担は当然」と いう考え方がある。貸与制の導入は、法曹資格は いう考え方がある。貸与制の導入は、法曹資格は 個人的資格であってビジネスやキャリア・アップ の手段である、と考える法曹を育てる結果をもた らす。貸与制を利用しなかった者はもちろん、貸 与金の返済を完了した者は、もはや社会に対して には、国民の負担で養成されたという自覚を通し て、法曹の使命感・公共心を醸成する側面がある。 これを国民の側から見れば、法曹を国民共同の負 担で養成することは、自分たちの権利の守り手を 担で養成することだ、と考えられる。

て、市民運動の力で突破することが必要である。 職の資格取得についても、経済的支援を拡大する ことが必要である。戦後連綿と続いてきた司法修 習生の給費制さえも廃止されるなら、その他の専 門職の資格取得もすべて自己負担という方向に向 かわざるを得ない。これを一つの分水嶺ととらえ かわざるを得ない。これを一つの分水嶺ととらえ

場のいじめで精神 士通元社員の労災認定

奥村 昌裕 大阪

消しを求めて大阪地方裁判所に提訴した。 に相談に来て、二〇〇八年八月七日、 そこで、私と下川和男弁護士 (四六期)のもと 処分の取り

職場での陰湿ないじめ

性から酷いいじめを受け、この女性が他の同僚女 受けるようになった。特に、先輩、年上の一部女 配属された先の同僚女性から嫌がらせ、いじめを 四級職だと六級職が高い役職)。このころから、 るねたみがいじめの大きな要因。六級職、五級職 九九八年には役職も六級職となった (役職に対す 原告は、一九八七 (昭和六二) 年、富士通に入社 楽しく順調に業務を行っていた。そして、

> 性も巻き込み集団でいじめるようになった。この いじめを先導した女性は四級職で、この女性を取

思いをし、精神的に追い込まれていった。職場は 精神的圧迫を受けていたのである。 であった。そのため、原告は、同じ部署はもちろ れており、他の部署まで見渡せるような職場環境 パーテーションもないワンフロアに、机が並べら 図をして笑う、ということが毎日のように続いた。 Pメッセンジャーに打ち込み配信し、目と目で合 かミスめいたことをすると、一斉にパソコンのI 性らが、原告の一挙手一投足を観察し、原告が何 コピーの仕事をしていて、高い給料をもらってい ていたところ、四級職の女性らが、「私らと同じ ャカチャという音が聞こえるたびにつらく苦しい る」と聞こえるように言ってきた。また、 原告は、その様子を感じ、パソコンを打つカチ たとえば、六級職である原告がコピー作業をし 他の部署の同僚女性からも視線を浴び、 同僚女

隠されるいじめの事実を 認めさせるため

同僚女性ら、そして上司たち(字数の関係から

以後休職し、最終的に退職せざるをえなくなった え、受診したところ精神疾患の発症が認められ

結局、二〇〇二年一一月、原告は体調不良を訴

はじめに

たものの、集団によるいじめは認定できないとし 団でいじめにあったことが原因で精神疾患を発症 ある。当初、 い渡した。 養補償給付不支給決定の処分を取り消す判決を言 署長が、二〇〇六年五月九日付けで行った労災療 事部 (裁判長:中村哲) は、京都下労働基準監督 したとして労災申請、 て労災が認められなかった。 原告は、富士通株式会社で勤務していた女性で 二〇一〇年六月二三日、 原告個人で、 審査請求、再審査請求をし 職場同僚女性らから集 大阪地方裁判所第五民

> り巻く女性も四、 五級職であった。

ないという二次被害を創出したのである。を受けていた) は、労基署の聴き取りで声をそろったり前のことである。いじめた本人が「私たちいじめました」などというはずがあり得ない。行いじめました」などというはずがあり得ない。行いじめた側の供述を簡単に採用し、被害者を救わいじめた側の供述を簡単に採用し、被害者を救わいじめた側の供述を簡単に採用し、被害者を救わいじめた側の供述を簡単に採用し、被害者を救わいじめた側の供述を簡単に採用し、被害者を救わいる。

い」と反論し続けた。
いじめの事実を認めるのは困難と言わざるを得ないじめの事実を認めるのは困難と言わざるを得ないじめの事実を認めるのは困難と言わざるを得ないがあの事実を認めるのは困難と言わざるを得ない

原告は、いじめを受けた確固たる客観的証拠がないなか、複数の女性らの「いじめなどない」とないなか、複数の女性らの「いじめなどない」とないである。そこで、労災の資料、その他一般的な書証はもちろん、出せるものはすべて出すというスタンスで証拠を集め、証人尋問を実施した。まず、いじめを受ける以前の原告の人柄と、精神疾患発症後の原告の変貌を知ってもらうため、神疾患発症後の原告の変貌を知ってもらうため、た八名が陳述書を作成し、陳述書の最後で、原告の病状の回復を願い、いじめ被害にあった原告のために労災支給を認めることを裁判所に訴えた。また、裁判所に原告がいじめを受けた職場をイまた、裁判所に原告がいじめを受けた職場をイまた、裁判所に原告がいじめを受けた職場をイまた、裁判所に原告がいじめを受けた職場をイまた、裁判所に原告がいじめを受けた職場をイまないなか。

を作成しながら供述するようにした。原告尋問では、いじめを受けたときの様子を図面の職場の座席表や、職場フロアの写真を提出し、メージしてもらうため、原告が保管していた当時

すため証人尋問を試みた。
談内容や、当時、証人らが体感したことを聞き出たことのある上司二名を呼び出し、原告からの相たことのある上司二名を呼び出し、原告からの相談を受け

何よりも、いじめられた当時のことを思い出すの意見を述べることができた。

その甲斐あって判決は、当時、いじめや嫌がらせが「集団で、しかも、かなりの長期間、継続してなされた」こと、そのいじめなどは他の人があまり気づかないような「はなはだ陰湿」な態様でなされていたこと、「その陰湿さ及び執拗さの程度において、常軌を逸した悪質なひどいいじめ、嫌がらせともいうべきもの」であったことを認めた。その上で、原告に対するいじめや嫌がらせのほとんどについて、上司らはいじめや嫌がらせのほとんどについて、上司らはいじめや嫌がらせを受けた以降も防止策を取らなかったことで、「原告が失望感を深めた」と認定した。

たに等しい判決内容だった。 原告が主張したいじめの事実をほぼすべて認め「にわかに採用しがたい」として排除した。

四 判決の評価

的負荷が「強」であることを明確に認めた。は、被告国が主張する判断指針によっても、心理症した」として業務起因性を認めた。さらに判決症した」として業務起因性を認めた。さらに判決せ、「同僚女性らに陰湿ないじめや嫌がら

ら伝わってくる。 てはいけないと判断したことが、判決書の文面かの陳述書によって、裁判所が職場のいじめを許し

所の姿勢を明確に示した好判決と評価したい。によって精神疾患を発症したケースに対して裁判そういった意味でも、当判決は職場でのいじめ

ことを切望する。発症した被害者にとって、支えになる判決となる発症した被害者にとって、支えになる判決となる

他方で、同僚女性らの労基署の聴取書について

笹本 潤著

世界の『平和憲法』新たな挑戦

東京

潤

笹本

とめたつもりです。 が、この間の憲法九条をはじめとする国際活動や コスタリカ留学の経験を生かしてわかりやすくま くのは初めてなので執筆には時間がかかりました 年の五月に『世界の「平和憲法」新たな挑 戦』を出版させていただきました。本を書 は、

選挙で一時中断していますが、五月に鳩山前首相 がアメリカと合意した日米共同声明を撤回させな 沖縄の普天間基地の撤去問題は、今年の参議院

縄に新米軍基地が作 られてしまいます。

ŦI

五 首相の決断 月の鳩山 前 ければ、このまま沖

書では、米軍基地を撤去したエクアドル、 フィリピンなどの憲法の紹介とともに、

それらの憲法ができるに至った背景を可能なかぎ

に沖縄への基地押しつけに踏み切ったのです。 すぐに「日米同盟の強化と東アジア情勢」を理由 のタイミングにピッタリ合っていました。そして 前首相が公言していた「五月末までに決着する。 月二〇日に発表された合同調査団の報告は、 のという調査団の発表がなされた直後でした。五 ちょうど韓国で哨戒艦沈没が北朝鮮によるも 鳩山

き憲法に結実されていきます。

政権交代とともに基地撤去の世論が現実化してい

けでもないのです。 兵隊が「抑止力」か「攻撃力」なのかという問題だ 情勢やアジアの情勢と深く結びついています。海 沖縄の米軍基地の問題は、このように朝鮮半島

り調 ました。それらの国々では 「日来安保改定50年」の年に 日本安保成定 50年10年に 見えてきた 「武力によらない平和」のつくり方。

題も語れません。 ていくかという視点を抜きに、米軍基地撤去の問 日米軍事同盟のいらないアジアをどのように作 ような位置づけになるのか、などにも触れました。 また、日米安保条約もアジアの中で見るとどの

一六〇〇+税 も参考になればと願っています(大月書店 米軍基地、日米安保の見方などに、本書が少しで 世界の基地撤去の流れ、 回の普天間基地撤去問題をきっかけに、 アジアの中での

裁判員裁判で初の全面無罪判決

覚せい剤密輸事件

歴史的判決

被告人は無罪

二○一○年六月二二日午前一一時、千葉地方裁判所の八○三号法廷で、水野智幸裁判長の静かな声が響いた。証言台の前で主文を聴いていた被告を向いて深く一礼をした。六人の裁判員は、表情を変えずにじっとAさんの顔を見つめていた。

に係属中である。そのため、弁護人の戦略や判決に全運にも立ち会うことができた弁護人の一判決に幸運にも立ち会うことができた弁護人の一地検が控訴し(裁判員裁判で検察庁が控訴するのは本件が初めてである)、現在、東京高等裁判所は本件が初めてである)、現在、東京高等裁判所は本件が初めてである)、現在、東京高等裁判所は本件が初めてである)、現在、東京高等裁判員裁判で初の全面無罪判決。この歴史的な裁判員裁判で初の全面無罪判決。この歴史的な

化した部分がある。あらかじめご容赦願いたい。だいた。また、説明の便宜のため一部事案を簡略の分析などについては詳細を差し控えさせていた

事案の概要

取締法違反等で起訴された事案である。して、成田空港の税関検査で摘発され、覚せい剤して、成田空港の税関検査で摘発され、覚せい剤して、成田空港の税関検査で摘発され、覚せい剤という。

供述している。 Aさんは、逮捕時から一貫して、チョコ缶のな

とおりである。 覚せい剤が入っていたのか。Aさんの説明は次のでは、なぜAさんの手荷物のチョコ缶のなかに

> いた。 経営していたが、近年、会社の資金繰りに窮して 経営していたが、近年、会社の資金繰りに窮して

千葉

浦﨑

そのような折、Aさんは、中古自動車販売の仕 を依頼されてのことであった。 を依頼されてのことであった。 を依頼されてのことであった。 を依頼されてのことであった。 を依頼されてのことであった。

三缶を受け取った。チョコ缶に特に不自然な点はポート五冊の入った袋を受け取った。その際、パルンプールに行き、指定された人物から偽造パスルンプールに行き、指定された人物から偽造パスルンプールに行き、指定された人物から偽造パスルンプールに行き、指定された人物から偽造パスルンプールに行き、指定された人物から偽造パスルンプールを表している。

て、帰国した。

ったのである。かから覚せい剤が出てきたため、逮捕されてしまところが、成田空港の税関検査でチョコ缶のな

三 公判での検察官・弁護人の主張

検察官は、 手荷物の持ち主はその中身を知っているのが通常であること、 本件チョコ缶の重さが不自然に重いこと (三缶全体で約三キロの重さが不自然に重いこと (三缶全体で約三キログラム)、 当初預かり物はないと申告するなどが、紙幅の都合で割愛する)。

これに対し、弁護人は、 手荷物といえども上産としてもらったチョコ缶の中身までも知っているのが通常とまでは言えない、 一缶ずつの重さには不自然な点はない(一缶あたりの正規の重さは約七〇〇グラムで、覚せい剤約三〇〇グラムさは約七〇〇グラムで、覚せい剤約三〇〇グラムさは約七〇〇グラムで、覚せい剤約三〇〇グラムさは約七〇〇グラムでは分からない)、 当初預かり物はないと申告したのは偽造パスポートの所持が発覚するのを回避するためであり不自然ではないなどと反論した。

づくはずだとはとうてい言えないとした。

造パスポートはボストンバッグの一番奥に隠すよまた、Aさんに有利な間接事実として、⑴偽

などを主張した。 などを主張した。 などを主張した。

四 判決の内容

判決は、検察官の主張 (「手荷物だから知っているはず」)については、チョコ缶が外観上普通のチョコ缶と区別がつかなかったことなどから、重ちにチョコ缶の内容物についてまでも当然分かっていたはずとまでは言えないとした。 検察官の主張 (「重さが不自然」)については、本件チョコ缶を持っただけで、重量感のみからそ本件チョコ缶を持っただけで、重量感のみから知っ

検察官の主張(「税関検査時の言動が不自然」をついたのが覚せい剤の発見を免れるためだったをついたのが覚せい剤の発見を免れるためだったとは断言できないとした。

沿った評価がなされた。

ない」とし、Aさんに無罪を言い渡した。が、常識に照らして間違いないとまでは認められが、常識に照らして間違いないとまでは認められに違法薬物が隠されていることを知っていたことその結果、「被告人が、本件チョコレート缶内

五 判決の意義

覚せい剤密輸事件のほとんどは「ブツ」のやりまたするのかすらはっきりしない外国人というケースがまれではない。そのため、日本国内の事件であれば当然行われるべき裏付け捜査などがほとんど行われず、いきおい立証も雑になりがちであんど行われず、いきおい立証も雑になりがちである。

のではないだろうか。 慮」して、検察官の雑な立証に目をつぶってきた 職業裁判官は、このような密輸捜査実務に「配

る。
をい目で検察官の立証をチェックすることになも有罪事件への「慣れ」もない裁判員は、予断のも有罪事件への「慣れ」もない裁判員は、予断の

想を述べたという。「どうして税関検査をビデオ録画しないのか」などと感際官はなぜもっと証人を呼ばないのか」などと感いとうして税関検査をビデオ録画しないのか」「検本件の裁判員の一人が、判決後の記者会見で、

従来の雑な立証は裁判員の前では通用しないと

検討し、そのほとんどについて、弁護人の主張に

く評価したい。
を
の
真骨頂を
示したまさに
歴史的判決であると
高
と
の
真骨頂を
示したまさに
歴史的判決であると
高

許されない 無罪判決に対する検察官控訴は

もとより、千葉地方裁判所の無罪判決は緻密では検察官が控訴をした。

在の法制度は、早急に改める必要があろう。

無罪判決に対する検察官の控訴を許している現

体、裁判員裁判を否定する暴挙というほかない。判員裁判の無罪判決に対して控訴をすること自然維持されるものと確信しているが、検察官が裁説得的な事実認定をしており、高等裁判所でも当

一会議員の定数削減問題について

兵庫県上脇 博之

(神戸学院大学法科大学院教授・憲法学)

多くの政党が議員定数削減を公約

「衆議院・参議院の国会議員定数を三年後に七二院は比例定数を八○削減します」と、自民党は党は「参議院の定数を四○程度削減します。衆議定数の削減」を公約していました。例えば、民主定数の削減」を公約していました。例えば、民主定数の削減」を公約していました。例えば、民主に表演が施行されまし

二人から六五○人に一割削減し、六年後には、国会議員定数を五○○人に三割削減します」と、みんなの党は「衆議院議員は三○○人(一八○減)、その例外は、「比例定数削減に断固として反対れ公約していました。
その例外は、「比例定数削減に断固として反対し、民意が反映した民主的選挙制度への改革を求めます」などと公約した日本共産党と、「死票をめます」などと公約した日本共産党と、「死票をなくし多様な民意を反映する公正な制度とするたなくし多様な民意を反映する公正な制度とするたなくし多様な民意を反映する公正な制度とするためます」などと公約した日本共産党とするためます。

認めることをめざしているもの(みんなの党、日認めることをめざしているもの(公明党、大ちあがれ日本)や首長の参議院議員との兼職をたちあがれ日本)や首長の参議院議員との兼職をたちあがれ日本)や首長の参議院議員との兼職をたちあがれ日本)や首長の参議院議員との兼職をたちあがれ日本)や首長の参議院議員との兼職をたちあがれ日本)や首長の参議院議員との兼職をたちあがれ日本)や首長の変議院議員との兼職をたちあがれ日本)や首長の変議院議員との兼職を大ちあが、比例代表中心の選挙制度への改革をめざしまめ、比例代表中心の選挙制度への改革をめざしま

本創新党)もありました。また、削減対象を比例代表選挙と明示するもの(前述の民主党)があった一方、党首が「すべて比例代表選挙の議員定数減することそれ自体と、比例代表選挙にすればいと主張した政党(みんなの党)もありました。ここでは、紙面の関係で、国会議員の定数を削減することにつき、それぞれ批判を加えておを削減することにつき、それぞれ批判を加えておきましょう。

一 国際的には少ない国会議員数

減されました。
・中選挙区時代、衆議院の議員定数は最も多いと
をで五一二でした。一九九四年の「政治改革」に
られたとき五〇〇に、その後四八〇に削減されま
した。参議院の議員定数も二五二から二四二に削
と 一選挙区時代、衆議院の議員定数は最も多いと

マスコミの中には、アメリカを例にあげ「アメリカ並みに議員定数を削減すれば、その分の税金リカ並みに議員定数を削減すれば、その分の税金に、日本の人口(約一億二七〇〇万人)の二倍を超えるアメリカ(人口約三億人)の上下両院の議員総数は、日本よりも少ない五三五人(上院一〇〇人、下院四三五人)です。しかし、アメリカは連邦制、大統領制であり、日本の議会制民主主義連邦制、大統領制であり、日本の議会制民主主義をは制度が異なります。また、アメリカを例にあげ「アメ

議員定数判成を主張しているものがありますが、 議員定数判成を主張しているものがありますが、 議員定数判成を主張しているものがありますが、 ですれば二九〇二人になるので、議員を二一八〇 にすれば二九〇二人になるので、議員を二一八〇 にすれば二九〇二人になるので、議員を二一八〇 人増やさなければならない計算になります。 政党の中には、官僚政治を批判しておきながら、 ですればならない計算になります。

あれば、議員はむしろ増員しなければなりません。下するのは明らかです。官僚政治を批判するのでそれだけ官僚政治を監視、チェックする機能は低まったく矛盾する主張です。議員数が減少すれば、議員定数削減を主張しているものがありますが、

選挙と参院選挙区選挙区

度になってしまいます。 ○で比例代表選挙のそれは一八○です。民主党の公約どおり削減すると比例代表選挙の議員定数は一○○になります。つまり、今でも小選挙区選挙中心の選挙制中心ですが、今以上に小選挙区選挙の議員定数が三○

しかし、これは、民意が多様化している日本で

第二に、大政党の過剰代表と小政党の過少代表という民意の重大な歪曲をもたらします。二〇〇九年総選挙で民主党は小選挙区三〇〇のうち二二一人の当選者を出し、議席占有率は七三・七%もありましたが、そこでの全国集計した得票率は四七・四%にすぎませんでした。二〇〇五年の小選挙区選挙で自民党は二一九人が当選し、議席占有率は七三%もありましたが、その得票率は四七・八%にすぎませんでした。つまり、大政党は小選挙区のおかげで得票率が五〇%に達しないのに七〇%を超える議席を占められるのです。

たと仮定し、比例代表選挙の得票率で比例配分すましたが、仮に比例代表選挙一本で施行されてい衆院選で総定数四八○のうち三○八議席を獲得し表選挙の結果を含めると、民主党は、二○○九年を選挙の結果を含めると、民主党は、二○○九年を選挙の結果として二院制(参議院)の存年に、その結果として二院制(参議院)の存

四

財界の一

実上

界主

権政 要請と事

実は、 比例代表選挙における議員定数を削減す

得しましたが、同様の試算をすると一八四人程度 ると二〇四人程度しか獲得できなかったと試算さ し二院制 (参議院) の存在意義を失わせてしまっ れます。与党が「三分の二」を超える議席を獲得 しか獲得できなかった計算になります。 た二〇〇五年総選挙で、自民党は二九六議席を獲

席を獲得し、同選挙の獲得議席では第一党でした です。完全小選挙区制のイギリスでは、 ているのです。これは、衆議院でも起りうること 党を第一党にしてしまう」という逆転現象が生じ 民党の方が民主党よりも多かったのです。「第二 算になります。そのうえ、 方が自民党より多かったのに、当選議席数では自 えば、選挙区選挙でも比例代表選挙でも民主党の 合も同じです。今回の通常選挙で自民党は五一議 この点は、選挙制度が類似している参議院の場 比例試算すると二九人しか当選しなかった計 得票数 (得票率) でい 過去に二

果、

み方次第では、 このような逆転が起きなくても、 国民の多数派と国会の多数派が逆 連立政権の組

回このような逆転現象が起きています。

転する可能性もあります。

来ビジョンを考える委員会『わが国「二院制」の改 制』への移行を早期に進めるべきである」と主張 例えば、経済同友会は るというのは、財界の要請に応えるものなのです。 革』二〇〇五年五月二〇日) してきました(経済同友会二○○四年度政治の将 「衆議院は『完全小選挙区

席の獲得が今以上に難しくなることでしょう。 れば、 民代表論の憲法問題 が高まります(小選挙区制違憲論・選挙権侵害論 うなれば、民主党も安心して財界政党化し、 ワーキングプア、格差社会を誕生させました。 義政策を強行し一般庶民に「痛み」を押し付け 本政府・与党は福祉国家政策を否定する新自由 れアメリカの戦争を後方支援してきましたし、 政治が実現してきました。自衛隊は海外に派兵さ 位の選挙制度により自民党が過剰代表された結 七五~二八〇頁、二九五~三一〇頁、 を含め私見の詳細は、 七〇頁を参照 一求める政治がますます容易に強行される危険性 これ以上比例代表選挙の議員定数の削減を進 振り返れば、議員定数が削減され、 財界が求める政治、つまり事実上財界主権 過少代表を強いられてきた革新政党は、 日本評論社・二〇〇五年二 上脇博之『政党国家論と国 三五四~三 小選挙区本 財界 議 Н

青年法律家協会 創立50周年記念

青年法律家協会弁護士学者合同部会[編]

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の 民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな 影響を与えている。 50 周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗し た実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

②日本評論社 http://www.nippyo.co.jp/

連続勝訴判決

払を命ずる「原告完全勝訴」判決を言い渡した。 判長) は、秋田県北秋田市に対し、原告の国民健 市の処分を違法として取り消す旨の判決を言い渡 条に基づく一部負担金減免申請を不承認とした同 田県仙北市に対して、原告の国民健康保険法四四 市職員の行為を違法として、慰謝料等六万円の支 して取り消すとともに、同却下処分などをした同 康保険税減免申請を却下した同市の処分を違法と また、同月三〇日、 二〇一〇年四月二一日、 同地裁(同裁判長)は、秋 秋田地裁(鈴木陽一裁

負担金(窓口での医療費一部負担)の減免を求め いずれも生活困窮のため国民健康保険税や一部

写しなど)を提出しないから、減免の判断ができ 貯金額を裏付ける書類 (同居家族の預貯金通帳の

これに対し、北秋田市は、原告が同居家族の預

あった。 た願いを、 真正面から受けとめた連続勝訴判決で

ないとして、申請を「却下」した。もともと、

秋 \blacksquare

浦

広久

判決の概要① (北秋田市事件)

したが、通帳の提示はしなかった。 たのに対しても、原告は家族の預金額の概要を示 返した。また、家族の預金通帳の提出などを求め 理しようとせず、二時間も窓口で押し問答を繰り はその提出を拒んだ。そのため、原告の申請を受 ゆる「一括同意書」)の添付を求めていたが、原告 および家族の資産調査に同意するとの書面 北秋田市は、国保税の減免申請者に対し、 (いわ 本人

> したのである。 の通帳などを提出されないことを理由として却下 申請は承認されるべきであったが、被告は、家族 金もわずかであることが窺えたから、本来、 件原告世帯の収入は生活保護基準以下で、原告本 人の保有預金もわずかであったし、同居家族の預

る結果となるから、これもまた許されない」とい 認とすることは、実質的にこれらの提出を強制す 示を求めることは」「許されず、また、 ると定められて」おり、 税義務者以外の関係者に対しては質問のみができ いことのみを理由として減免申請を却下又は不承 の預貯金通帳の写しなどを任意に提出・提示しな ない同居家族の預貯金通帳の写しなどの提出・提 判決は、「地方税法七〇七条一項において、 「納税義務者とされてい 同居家族

う判断を示した。

断したのである。

「考慮すべきでない事項」(地方税法七○七条一項で提出を強制できない書類が提出されないこと)を考慮に入れたとして、本件却下処分を違法と判を考慮に入れたとして、本件却下処分を違法と判

として、慰謝料等六万円の支払いを命じた。 るべきであったのに、被告職員が調査を尽くさず るべきであったのに、被告職員が調査を尽くさず 申請を却下し、また、同意書の提出などに固執し 申請を却下し、また、同意書の提出などに固執し 申請を却下し、また、同意書の提出などに固執し

三判決の概要②(仙北市事件)

の職人として細々と生活していた。

工(茶筒などに桜の樹皮を張り付けた伝統工芸品)
となった地域でもある。原告は、ここで、桜皮細となった地域でもある。原告は、ここで、桜皮細で全国に知られた観光地であるが、華やかさの反で全国に知られた観光地であるが、華やかさの反

母も手伝っていたが、二〇〇六年夏、母に癌が発桜皮細工の作業は完全な手作業であり、原告の

シリー

貧格

困差

問

題

(31)

見され、作業離脱が避けられなくなった。とすれ見され、作業離脱が避けられない。加えて、そもそな生活保護基準以下の家計に母の入院治療費が重も生活保護基準以下の家計に母の入院治療費が重していた国保の「一部負担金減免」の申請をしたのである。

る。

にれは、特別の理由があってその支払いが困難という国民健康保険法四四条に基づく申請であ窓口で支払う負担金の減免をすることができる、窓口で支払う負担金の減免をすることができる、

会は、請求を棄却し、提訴に至った。 というものであった。原告の生活実態を無視した、 原告世帯の収入は、前年の一七五万円から一四〇 原告世帯の収入は、前年の一七五万円から一四〇 原告世帯の収入は、前年の一七五万円から一四〇 原告世帯の収入は、前年の一七五万円から一四〇 原告世帯の収入は、前年の一七五万円から一四〇 原告世帯のであった。原告は、秋田県 というものであった。原告は、秋田県 をいうものであった。原告は、秋田県 をいうものであった。原告は、秋田県 をいうものであった。原告は、秋田県 というものであった。原告は、秋田県 をいうものであった。原告は、秋田県 というものであった。原告は、秋田県 をは、請求を棄却し、提訴に至った。

判断によらざるを得ないからであり、とすれば、について画一的基準を設けがたく、諸事情の総合断に委ねているのは、減免すべき「特別な理由」判決は、法が一部負担金減免を保険者の裁量判

考慮する必要がある、との解釈を示した。生活保護法八条ないし一○条に上げられた事由をるものでなければならず、その諸事情としては、される諸事情を列挙した上で、これを総合考量す具体的基準について要領を設ける場合には、想定

かないと断じ、裁量逸脱の違法を認めたのである。もともと生活保護基準以下の収入しかなく、母のもともと生活保護基準以下の収入しかなく、母の地判断は、法が減免許否の判断を保険者の裁量とした趣旨をないがしろにするものであるというほした趣旨をないがしろにするものであるというほした趣旨をないがしろにするものであるというほした趣旨をないがしろにするものであるというほかないと断じ、裁量逸脱の違法を認めたのである。

判決の意義

几

ある。

「両判決は、生活保護にいたる前のセーフティー両判決は、生活保護にいたる前のセーフティー

の被告の主張を排斥し、踏み込んだ判断をしてい国保税減免処分には広い自由裁量が認められると法と認めた判断の影響は大きいと思われる。また、「窓際作戦」が横行するなか、その提出要求を違言と執拗に求めて減免申請をさせないという書」を執拗に求めて減免申請をさせないという出、の被告の主張を排斥し、踏み込んだ判断をしている。

ることが注目される。 仙北市判決に関しては、そもそも、医療機関

る検討会」は、一部負担金の未収問題の解決のた 厚労省が設置した「医療機関の未収金問題に関す 自体が一般に知られていない。二〇〇八年七月 の窓口で支払う医療費の減免が可能であること

> する配慮をすべきであると提言した。 すべきで、国は、市町村の財政影響への懸念に対 めには生活困窮者に対する一部負担金減免を活用

の参考にされるべきものである(弁護団は、 断のあり方を示すものとして、自治体の制度運用 の五人。北秋田市事件の主任は虻川、仙北市事件 敏明・虻川高範・狩野節子・三浦広久・西野大輔

公判前整理手続を活用して無罪判決を獲得 ような状況下で出された本判決は、減免許否の判 その適切な運用に努めるよう通知している。この これを受けて、同省は、二○○九年、自治体に は三浦)。

児童買春法違反事件

あいち 宮田 陸奥男

事件の概要

に話しかけたところ、「いままで彼氏とエッチを を乗せ、目的地の〇市の自宅近くまで送り届けた。 してきた」と話した。そしてAは「タクシー代が Aは酔っ払っており寝込みそうだったので、同女 K市内で深夜若い女性A(あとで一六歳と判明) 二〇〇八年五月某日、Mタクシーの運転手Sは

考え、そのまま目的地まで走り、タクシー代を精 込んできた。Sはあと一○分もすれば目的地だと たん車外に出たがすぐに戻り、自ら助手席に乗り ースを買うようAにすすめた。すると、Aはいっ ー代を貸したことがあったので、貸すことにして と思い込んだ。これまでも同様なケースでタクシ 足りないので貸してほしい」と言ってきた。 ○分ほど走ったところで停車し金を渡し、ジュ SはAの身なりや言動から、Aがキャバクラ嬢

とみるや、K警察へ「被害申告」した。捜査当局 児童買春等処罰法違反容疑でSを逮捕した。 た)との事実でこれを立件し、八月中旬になって、 に対し性交類似行為などを行った (Aに口淫させ は、Aの申告を真に受け、Sがタクシー車内でA セクハラをされた」とねじ込み、相手にされない の日の午後タクシー会社に乗り込み、「運転手に 算してAを降ろした。Aは男友だちとともに、そ Sとしては、事件直後Aの父親から電話があり、

Sは、当初否認していたが、初めての逮捕体験ので、逮捕はまったく青天の霹靂であった。この「被害」 申告を取り下げるとのことであった

判に異議を申立て、正式裁判を請求した。であった)。そして、略式罰金を受け、釈放された。しかし、これに納得がいかないSは、略式裁まれた(当番弁護士が接見に赴いたのはこの直後を捜査官の脅しと利益誘導に負け、自白に追い込と捜査官の脅しと利益誘導に負け、自白に追い込

二 弁護側から公判前整理手続を申立

事件は地裁に移送され、弁護側から公判前整理 手続に付すよう申立てたところ、二〇〇八年一〇 子定事実記載書面とともに請求予定証拠を開示し 予定事実記載書面とともに請求予定証拠を開示し たが、Aの検面調書一通とAの男友だちの警面調 たが、Aの検面調書一通と警面調書二通および たが、Aの検面調書一通と警面調書二通および

訴したことになる)。 言えば、検察官はAの調書もとらないまま略式起 た後の九月四日に作成されたものであった(逆に なお、Aの検面調書は、Sが正式裁判を請求し

三 証拠開示請求

弁護側は、まず類型証拠開示請求で、①A

そこで弁護側は、被告人側の事件について

の供述録取書のすべて、回Sの供述録取書のすべて、公Sについて作成された取調状況報告書のすべてを開示請求した。これに対し、検察官は、①Aの警面調書四通、回Sの供述録取書(弁解録取書などを含む)五通、②取調状況報告書六通を開示した。この開示では、関係者(Aの男友だち)の調書は請求証拠以外には存在しないとの回答であった。

そこで弁護側は、再度の類型証拠開示請求をなし、①実況見分調書類、およびSの身体に関する検証調書など、回AおよびS以外の者の供述録取書などのすべてを開示請求した。これに対し、検察官は、引き当り捜査報告書一通を開示したものの、Sの身体検証調書およびA、S以外の者の供述録取書については一切存在しない旨の回答をなした。

この後、弁護側は、予定主張記載書面(この段階では主張の骨のみのもの)を提出するとともに、主張関連証拠開示請求を行った。具体的には、①Aの取調べに関して作成された捜査官の取調ベメモなど、②Aの取調べに関して作成された捜査官の取調ベメモなどにつき検察官からの回答は、いずれもした。これにつき検察官からの回答は、いずれもした。これにつき検察官からの回答は、いずれもした。これにつき検察官からの回答は、いずれもした。これにつき検察官からの回答は、いずれもした。これにつき検察官からの回答は、いずれもした。これにつき検察官からの回答は、いずれものであった。

張関連証拠開示請求を行った。 張関連証拠開示請求を行った。 でのうえで再度の主 ででによる自白の強要があったことなどを予定主 を受けており左腕に障害があること、ならびに捜 を受けておりを下にしている。

大。

「具体的には、Aまたはその両親が警察へ提出した被害届、その取下げ書もしくはそれらに関連した被害届、その取下げ書もしくはそれらに関連した被害届、その取下げ書もしくはそれらに関連したが

で終わったと思ったからである」と弁解した)。廃棄してしまった。その理由は、事件が略式裁判官は、被害申告に関連して作成された捜査官のメ(なお、その後の公判前整理手続の中で、検察

開示証拠により明らかになったこと

四

グラフや乗務日報など)と矛盾するものであるこ要な点で変遷しており、また客観的な証拠(タコすると、Aの警察段階の供述調書はその内容が重警面調書と自供書、取調状況報告書六通)を分析響面調書と自供書、取調状況報告書六通)を分析類型開示請求の結果開示された証拠(Aの警察

も明らかとなった。 も明らかとなった。また、Sが弁録や勾留質問とが明らかとなった。また、Sが弁録や勾留質問とが明らかとなった。また、Sが弁録や勾留質問とが明らかとなった。また、Sが弁録や勾留質問

五 公判と判決

ついての被告人質問が行われた。その男友だち、Aの父親の証人調に続き、罪体にべ状況についての質問が行われ、その後Aおよび期日が開かれ、はじめに被告人の捜査段階の取調期日が開かれ、はじめに被告人の捜査段階の取調

Aの証人尋問では、検察官は、問題の行為の行のタクシー車内において」などと概括的な供述しのテクシー車内において」などと概括的な供述しか引き出せなかった。

り、 性には疑いを入れざるを得ないと判断した。 り、 に信用ができないことの意味はきわめて重要であ に関連する部分であって、この点についての供述 るとし、しかもこれらがいずれも口淫被害と密接 討後に明らかとなった事情に沿う形で変化してい ているとはいえないばかりか、その後の捜査、 Aの供述を詳細に分析し、その供述が変遷してお シーが停まった場所についての捜査段階における 話のあった時間およびその場所、 たって、 判決は、Aの公判供述の信用性を判断するに当 結局、口淫させられたというAの供述の信用 その変遷の理由につき合理的な説明がなされ 被告人の陰茎の特徴、 途中でタク 母親から雷

用できないとした。 信用できない以上、被告人の自白供述もやはり信合するように作成されたと推察され、Aの供述がまた、Sの自白調書についても、Aの供述に整

は検察官控訴もなく確定した。
裁判所はSに対し無罪の判決を下し、この判決に裁判所はSに対し無罪の判決を下し、この判決に

編集後記

▼赤貧にあえぐ若手 弁護士の姿が報道され ていた。「赤貧」だけだ と、自分も含まれてし まうかも知れないので まうかも知れないので

たが、 ものだ。天も怒っている。見よ、この異 そんな甘いものではない。貧富の差を意 やはり、生活に困れば礼節も品位も義侠 けさせていただいた。▼こうなるとは思 ではない者としては、気をつけねば。 熱中症になりやすいそうなので、「若手 常な酷暑を。しかし、 雰囲気である。▼いやな世の中になった 差の存在を忌むべきものだとも思わない 識せざるを得ない、というより、貧富の などと言われていたが、昨今の雰囲気は わが国には、「貧乏人」がほとんどいない、 もそも、資本主義の高度の発達により、 心も失われる危険性が高いだろう。▼そ ない感じがする。以前の号の際にも述べ っていたが、現実に話を聞かされると切 「衣食足りて礼節を知る」である。 暑い。年をとると

(高野真人)